

令和 5 年度 環境創造局 災害時協力協定締結団体加盟業者の 委託業務優先指名について

1 概要

地震や風水害その他による災害時に、本市（環境創造局）が管理する下水道施設・公園緑地等の被害状況の把握や応急対策などを迅速・的確に行い、被害の拡大防止や被災施設の早期復旧を図るために、関係業界団体と協力協定を締結しています。

この協定締結団体に加盟する業者へのインセンティブとして、環境創造局が発注する委託業務につき、入札時の指名回数を増やします。

2 対象団体

団体の名称	協定名称	協定締結日
一般社団法人 横浜市建設コンサルタント協会	災害時における横浜市環境創造局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係わる設計並びに地質調査業務等の協力に関する協定	平成 19 年 11 月 16 日
一般社団法人 横浜市地質調査業協会		
一般社団法人 神奈川県測量設計業協会横浜支部	災害時における横浜市環境創造局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定	平成 27 年 9 月 1 日
横浜市補償コンサルタント協会		
横浜市下水道管理協同組合	災害時における公共下水道施設に関する緊急巡回及び緊急措置等の協力に関する協定	令和 3 年 8 月 5 日
横浜市下水道保全業協会	地震時における公共下水道管路施設に関する緊急巡回及び緊急措置等の協力に関する協定	平成 13 年 8 月 9 日
一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 (関東支部)	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	平成 28 年 9 月 1 日
横浜市造園協会	横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定	平成 28 年 4 月 1 日

3 付記

- (1) 上記に関わらず、環境創造局が発注する委託業務に、対象団体加盟業者の業務に適合する発注案件がない場合には、優先指名は行いません（例：補償コンサルティング業務）。
- (2) 上記の対象団体に加盟していても、環境創造局が発注する委託契約における「種目・細目別 抽出条件」に該当しない業者については、優先指名は行いません（通常の指名も、原則として行いません）。